

令和8年度 中野区まちづくり技術推進員（会計年度任用職員）募集要項

令和7年12月10日

中野区まちづくり推進部まちづくり事業課

1. 採用職種及び応募資格等

(1) 採用職種・採用数・勤務場所・勤務態様及び勤務条件

採用職種	採用数	勤務場所
まちづくり技術推進員	1名	中野区役所本庁舎等 (中野区中野4-11-19)
勤務態様・勤務条件		
月10日勤務 ・原則、土曜日、日曜日、祝日を除く月曜日から金曜日 ・原則、午前8時30分から午後5時15分のうち5時間 ・各月の勤務日等は別途指定します		

(2) 業務内容

防災まちづくりに関する以下の業務

- ・大和町地区のまちづくりルールや地区計画検討に関すること
- ・大和町地区の避難道路計画に関すること
- ・区内の防災まちづくり計画や地区計画策定に関する資料作成
- ・上記に関する庁内及び庁外打合せ資料等の作成支援
- ・専門的技術の指導及び人材育成を行うこと

(3) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 応募資格

①～⑤すべてに該当する方が応募できます。

- ① 都市計画・まちづくりの分析資料や住民説明の業務経験を5年以上有する者
- ② パソコン（ワード、エクセル、イラストレーター、メール）の基本操作ができること
- ③ イラストレーターによる都市計画・まちづくり資料作成やGISソフトを駆使した土地利用分析等を行った経験があること
- ④ 職務を行うに適する健全な心身を有すること
- ⑤ 欠格条項※（最終頁に掲載）に該当しないこと

2. 選考

(1) 第1次選考

書類選考	・ 下記3に掲げる応募書類により書類選考を行います。 ・ 応募書類は返却しません。また、応募書類は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用しません。
合格発表	令和8年1月中旬。合否に関わらず郵送で結果を通知予定。

(2) 第2次選考

日時・場所	令和8年1月下旬（区が指定する日時）。中野区役所本庁舎
面接選考	職務遂行能力及び業務に対する適性、並びにまちづくり技術推進員として必要な知識等について個別面接を行います。
合格発表	令和8年2月上旬。合否に関わらず郵送で結果を通知予定。

3. 応募書類・応募方法・応募期間

応募書類※	・ まちづくり技術推進員（会計年度任用職員）採用選考申込書
応募方法・期間	・ 郵送の場合は、封筒の表面に「まちづくり技術推進員採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。（簡易書留によらないものの事故等は責任を負いません。） ・ 持参の場合は、下記の表の受付場所で定められた曜日・時間で受け付けます。 令和7年12月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）必着 ・ メールの場合は、下記の表のアドレス宛てに送付して下さい。 受付期限は令和 年 月 日午後5時です。

※まちづくり技術推進員（会計年度任用職員）採用選考申込書については、中野区役所ホームページからダウンロードできます。

送付先・受付場所	持参受付曜日・時間
〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 まちづくり推進部 まちづくり事業課 （9階窓口） メール：matidukurijigyo@city.tokyo-nakano.lg.jp	土曜、日曜、祝日を除く 毎日、午前9時から午後5時まで。

4. 報酬等

月額 116,550円

- ・ 源泉徴収所得税が差し引かれます。
- ・ その他に期末手当、交通費（上限あり）を支給します。

5. 休暇・福利厚生等

- ・ 年次有給休暇、慶弔休暇等が付与されます。
- ・ 年1回、一般的な健康診断が受けられます。

6. 問合せ先

採用や業務内容について	中野区まちづくり推進部まちづくり事業課 電 話：０３－３２２８－５４０５ 担当：有田 メール：matidukurijigyo@city.tokyo-nakano.lg.jp
-------------	--

※欠格条項（地方公務員法第１６条）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者